

地域における意思決定支援の実践に向けて ～「意思決定支援実践ハンドブック」を活用した研修プログラム～ 開催要項

令和2年度には国の後見人等への意思決定支援研修が計画される等、意思決定支援にもとづく実践の重要性はますます高まっています。

日本社会福祉士会では、2013年度に意思決定支援にかかわるプロジェクトを立ち上げ、意思決定支援の実践に向けた調査研究や研修等の取組を重ねてきました。2019年6月には、「意思決定支援実践ハンドブック－『意思決定支援のためのツール』活用と『本人情報シート』作成」（民事法研究会）を発売しています。この「意思決定支援実践ハンドブック」を活用した研修を、各地域で展開いただけるよう研修プログラムをお伝えすることを目的として、以下の研修を開催いたします。



1 開催日 2020年1月12日（日） 10:30～17:00（受付10:00開始）

2 会場 KFC HALL 2nd

（東京都墨田区横綱 1-6-1 KFCビル2階 JR中央・総武線 両国駅徒歩約6分、地下鉄両国駅直結）

3 対象者 意思決定支援に関心のある社会福祉士、専門職、自治体職員、中核機関等職員等

4 定員 80名

- ※ 先着順（推薦枠を除く）。定員に達した場合、期日前に申込を締め切ることがあります。
- ※ 申込が少ない時には、研修を開催しない場合があります。

5 参加費 会員：5,000円 非会員：8,000円（※テキスト代除く）

- ※ 研修時には、テキストとして公益社団法人 日本社会福祉士会編「意思決定支援実践ハンドブック」（2019年、民事法研究会発行）が必要です。（定価：2,200円＋税）
- ※ 参加費の納付は、参加決定通知時にご案内させていただきます。

6 申込方法 本要項に記載のお申し込み QRコードもしくは、本会生涯研修センターホームページ（<http://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/>）から研修申込フォームにアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申し込みください。研修申込フォームでの受付完了後、自動的に登録 eメールアドレスに申込完了メールが届きます。



- ※ 研修申込フォームでのお申し込みが難しい場合はメールでも受付いたしますので、必ず本会 HP に掲載している専用の受講申込書に必要事項を入力の上、メール添付にて本会生涯研修センターまでお送りください。
- なお、メール本文に申込内容を直接入力し送信いただいた場合は受け付けられませんので、ご注意ください。
- ※ インターネット等の環境が利用できない場合は、本会までご連絡ください。

7 申込締切 2019年11月22日（金）（23:59 入力分までが有効となります。）

- ※ eメールも上記日時（本会受信時間）に着信・到着した分までが有効となります。

8 受講可否 参加決定通知は本会より**12月初旬**に発送いたします。

※ 期日までに申込みを行い、12月10日時点で本会より通知のない場合にはお問い合わせください。

※ 参加決定通知により参加が決定します。キャンセルするには手続きが必要です。

参加証、参加費納入のご案内、会場地図、キャンセル方法等は、参加決定通知に同封いたします。

9 研修単位 日本社会福祉士会生涯研修制度の単位は、すべてのプログラムを修了することで、生涯研修制度独自の研修・実績5時間となります。

10 主催 公益社団法人 日本社会福祉士会（権利擁護センターぱあとなあ 意思決定支援プロジェクト）

11 お問合せ先 公益社団法人 日本社会福祉士会 生涯研修センター

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階 TEL:03-3355-6541 FAX:03-3355-6543

Mail : kenshu-center@jacsw.or.jp

12 プログラム (予定)

時間	進行	講師
10:00~	(受付開始)	
10:30~	開会 主旨説明	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事 星野 美子
10:40~12:10	基調講演 意思決定支援の最新動向と ハンドブック活用の意義 (仮)	講師：新潟大学 法学部 教授 上山 泰氏
12:10~13:10	昼食休憩	
13:15~16:15 (休憩10分含む)	「意思決定支援実践ハンドブック」を活用した 研修について	公益社団法人 日本社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ運営協議会
16:15~16:45	意思決定支援に関する研修企画のポイント	意思決定支援プロジェクト委員
16:45~17:00	質疑応答	
17:00	閉会	

13 留意事項 自然災害発生によりやむを得ず研修会を中止する場合があります。自然災害により本研修が中止となった場合には、本会加入の興行中止保険の適用範囲内で、受講費等の返金を行います。なお、地震による中止の場合は適用となりません。